

## 会 員 各 位

埼玉県社会保険労務士会 会 長 澤田 裕二  
(公印省略)

自主研究部会運営委員会 委員長 原島 好朗

### 第 4 0 回 自 主 研 究 発 表 会 の 開 催 に つ い て

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記発表会を下記の通り開催致します。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信とさせていただきます。ご多忙中とは存じますが、万障繰り合わせのうえご参加下さるようご案内申し上げます。

#### 記

1. 配信日時 令和 5 年 3 月 1 日 (水) 10:00 ~ 3 月 1 4 日 (火) 16:30

2. 開催方法 動画配信 (Youtube 限定配信)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合での実施はいたしません。

3. 内 容

(1) あいさつ 埼玉県社会保険労務士会会長 澤田 裕二

(2) 研究発表 第 1 部 成年後見等部会  
第 2 部 年金相談業務部会  
第 3 部 労働問題部会

4. 受講料 無料

5. 申込方法 WEB申込みのみ

6. 締 切 り 令和 4 年 2 月 3 日 (金) までにお申込みください。

お申し込み時のメールアドレス宛に以下の内容をご連絡いたします。(2月下旬予定)

① 配信URL ② 配付資料URL

※必ず埼玉会ホームページ会員専用ページの申込フォームにてお申し込みください。

※通信環境による視聴不良・パケット超過等につきましては責任を負いかねますので、  
予めご了承ください。

※以下の事項を禁止としております。

\*資料を無断で SNS など共有したり、別のサイトにアップロードすること。

(著作権法による違法行為にあたります。)

\*URL を他人と共有すること。

\*発表内容を録音・録画し、それを公開すること。

## 《自主研究発表会 発表部会のご紹介》

	発表部会及び発表テーマ	発表者
1	<p>成年後見等部会</p> <p>「判決に学ぶ」</p> <p>[コメント]</p> <p>元成年後見人が、その後任から任務懈怠を問われ、被後見人への損害賠償を求められた事件を題材とした裁判劇です。この裁判は、島根松江地方裁判所の判決ですが、後見人としての任務遂行のあり方、交通事故被害の示談金を得た被後見人の障害年金の手続きの懈怠などについて、裁判所の考え方を知ることができます。</p> <p>構成の修正や単純化を若干行いましたが、社労士の仕事を行う者にとっても、非常に参考になります。</p>	<p>前田新太郎</p> <p>加藤一秀</p> <p>三浦 操</p> <p>横溝 徹</p> <p>磯 早苗</p>
2	<p>年金相談業務部会</p> <p>「公的年金の支給繰下げ再考」</p> <p>[コメント]</p> <p>令和4年4月から公的年金の繰下げ可能年齢が75歳まで延長された。それを機に「ソトク論」が賑やかになったが、社労士としてはどのように捉えて行くべきであろうか。</p> <p>人生の最晩年においては稼得収入がなくなるのが一般的であり、終身支給である公的年金の役割は極めて大きい。最晩年にどの程度の年金を確保しておくかが重要になる。</p> <p>繰下げ受給は「ソトク論」ではなく、価値観の異なるものの選択である。</p>	<p>田口芳夫</p> <p>串崎瑞穂</p> <p>他</p>
3	<p>労働問題部会</p> <p>「私傷病休職から復職・復職後に関する判例等から実務対応を考える」</p> <p>[コメント]</p> <p>高齢化の進行やメンタル疾患などにより、事業場において疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面の増加が予想されます。</p> <p>また、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインには、社会保険労務士の支援を受けることも考えられる、とあります。</p> <p>そこで、労働者の治療と仕事の両立支援に関して、休業の開始から職場復帰後のフォローアップまでの各段階における現下の課題に取り組み、紛争になった判例を研究し、実務上の留意点について考えてみました。</p>	<p>大久保順一</p> <p>牧 啓太</p> <p>岡本清美</p> <p>加藤一秀</p> <p>眞鍋賀孝</p> <p>根津盛紀</p>